

用語解説



アメニティ

住み心地のよさ、生活環境の快適さのこと。
(→P93 掲載)

イベントゾーン

鉄道高架事業や姫路駅周辺土地区画整理事業により J R 姫路駅の東部に新たに生み出された広大な街区。「姫路市都心部まちづくり構想」において、“交流と創造のうろおいひろば”と位置付けられている。
(→P103 掲載)

揖保川水系河川整備計画

河川法に基づき、環境に配慮し、地域の実状に応じた河川整備を推進するため、20～30 年後の河川整備に関する目標を明確にして、河川の工事及び維持の両面にわたり具体的な内容を定めた計画。
(→P117 掲載)

運動公園

市民全般の主として運動の用に供することを目的とする都市公園。本市には城北公園がある。
(→P29 掲載)

エコパークあぼし

本市の一般廃棄物等を処理するために、網干に整備したごみ処理施設の総称。ごみ焼却施設、再資源化施設、網干環境学習センター、余熱を利用した健康増進センターを有する。
(→P87、117 掲載)

オープンスペース

公園・緑地、街路、河川、民有地の空地部分等の建築物に覆われていない空間の総称。
(→P73、77、88、93 掲載)



街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。市民に最も身近な公園。
(→P29 掲載)

管きょ

地下水路のことを幅広く指す言葉。
(→P85、104 掲載)

環境の保全と創造に関する条例

ゆとりと潤いある美しい環境の創造やヒートアイランド現象の緩和等を目的とした条例。市街化区域内で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物及びその敷地の緑化を義務付けている。
(→P80 掲載)

緩衝緑地

臨海部と市街地を分離するために設置した緑地帯。大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止又は緩和等を図るほか、産業災害から地域の人々の安全を守り、緊急時の避難地となる緑地。
(→P12、60、77、79、119、121、125、127 掲載)

既成市街地

道路が整備され建築物が連たんするなど既に市街化が形成されている地域で、人口密度が 1 ha 当たり 40 人以上の地区が連たんして 3,000 人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。
(→P20、59、79、81、84、93 掲載)

キャスティ 21

昭和 63 年（1988 年）に建設大臣の承認を得た姫路駅周辺整備事業の愛称。呼称は、「キャッスル（城）」と「シティ（都市）」に 21 世紀をあわせたもの。
(→P4、81、100、102、103 掲載)

キャッスルガーデン

J R 姫路駅の北駅前広場に整備されたサンクンガーデン（地下庭園）の愛称。
(→P101 掲載)

旧住宅地造成事業法

人口集中に伴う住宅用地需要の著しい都市及びその周辺地域において、災害の防止と環境の整備のための適正な規制を行うことにより良好な住宅地を提供することを目的とした法律。昭和 44 年の都市計画法の施行に伴い廃止されている。
(→P65 掲載)

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供すること

を目的とする都市公園。小学校の敷地程度の大きさが標準とされている。

(→P29 掲載)

区域区分

都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画法第7条に基づき、市街化を図る区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに区分すること。「線引き」とも言われる。

(→P12、13、20、34、37、51 掲載)

景観計画

景観法に基づき、良好な景観形成を図るための基本方針や行為の制限等を定めた計画。

(→P48、54、92 掲載)

景観計画区域

景観計画を定める区域。

(→P92 掲載)

景観重要建造物

景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物に対して所有者の意見を聴いた上で市長が指定するもので、現状変更の規制により外観の保全を図るもの。

(→P95 掲載)

減災

防災が被害を出さないという考え方であるのに対し、減災はあらかじめ被害の発生を想定した上で、発生し得る被害を最小化するという考え方。

(→P41、55、72、83、88、91、116、122、128、134 掲載)

建築協定

建築基準法に基づき、住環境等を維持、向上させるため、一定の区域について居住者が自主的に建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠等に関する基準について協定を締結するもの。

(→P84 掲載)

コアゾーン

鉄道高架事業や姫路駅周辺土地区画整理事業によりＪＲ姫路駅の東部に新たに生み出された広大な街区。「姫路市都心部まちづくり構想」において、広域を対象とした高次都市機能が集積する商業・業務拠点と位置付けられている。

(→P103 掲載)

公共下水道

主として市街地における下水（し尿、生活雑排

水）を排除し、又は処理するために市町村が設置、管理する下水道。

(→P85、87、140、146、152、158、166、170 掲載)

公共車両優先システム

バス優先信号制御等により、バスの優先通行を確保するシステム。

(→P70、103、110、152 掲載)

高次都市機能

都市がもつ様々な機能のうち、商業・業務・教育・医療機能など、日常生活を営む圏域を越えた広範な地域を対象にした質の高い都市的サービスを提供する機能。

(→P49、52、59、81、101、102 掲載)

交通結節機能

鉄道と自動車など異なる交通手段（又は同じ交通手段）の接続が行われる交通結節点における通路、乗降施設、乗換え待ちスペース等の機能。

(→P49、50、52、68、71、81、103、110、115、127、128、133、139、151、157 掲載)

交通結節点

鉄道と自動車など異なる交通手段（又は同じ交通手段）を相互に連絡する乗換え、乗継ぎ施設。

(→P68、71 掲載)

高度地区

都市計画法で定められる地域地区の1つ。建築物の高さの制限を定めることにより、用途地域を補完するもの。市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建物の高さの最高限度を定める場合と最低限度を定める場合とがある。

(→P4 掲載)

合流区域

合流式下水道による処理区域。

(→P85 掲載)

合流式下水道

汚水、雨水を同一の管きよで排除する方式の下水道。古くから下水道事業を行っている市街地で採用されている。

(→P85 掲載)

国立公園

わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地で、自然公園法に基づき環境大臣が指定するもの。

(→P62、77、162 掲載)

コミュニティ

自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人とのつながりの総体。同じ生活圏域に居住する住民間でつくられる地縁型のコミュニティを特に地域コミュニティと呼ぶ。

(→P14、49、61、64、66、88、91、131、132、133、145、151 掲載)

コミュニティサイクル

自転車の貸出を受けた場所に返却する従来のレンタサイクルと異なり、複数の自転車貸出・返却拠点を設置し、どの拠点でも貸出、返却ができるシステム。

(→P75 掲載)

コミュニティバス

地域住民の多様なニーズにきめ細かく対応する地域密着型のバス。

(→P71、146、152 掲載)

コミュニティプラント

市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理する小規模な污水处理施設。

(→P85、166、170 掲載)

コンベンション

大会や会議、学会、展示会など、共通の目的やテーマを掲げて一定の場所に集まる様々な催しで、特に大規模なものを指す。

(→P102 掲載)



サイクルアンドライド

「パークアンドライド」の項参照。

(→P71、110 掲載)

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、太陽熱、バイオマス等の自然の力をエネルギー源として利用することにより生じるエネルギーの総称。

(→P87 掲載)

里山（里山林）

人里離れた奥深い山ではなく、人里から近い距離にあって人々の生活と結びついた山、森林。

(→P76、79、93 掲載)

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

(→P12、20、24、51、52、59、60、91 掲載)

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

(→P12、20、24、34、37、42、51、53、61、64、66、67、145、151、157 掲載)

市街地再開発事業

市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、街路等の施設整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

(→P 4、103 掲載)

自然公園

わが国の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養等に資することを目的として、自然公園法に基づき指定される公園。本市には、瀬戸内海国立公園、雪彦峰山県立自然公園、西播丘陵県立自然公園、播磨中部丘陵県立自然公園がある。

(→P143、149、164 掲載)

自然公園第 1 種特別地域

自然公園の中で特に優れた自然景観等を保持している地域。現在の景観を極力保護することが必要な地域。

(→P76 掲載)

自転車レーン

自転車専用通行帯のこと。

(→P75、110、116、122、146 掲載)

社会資本総合整備計画

地方公共団体が活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援の 4 分野で、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業や関連事業を総合的、一体的に定めた計画。

(→P 4 掲載)

集落地域整備法

都市近郊の農業集落において、都市化の動向に対処するため、計画的に土地利用の整序化や良好

な集落環境の実現を図ることを目的とした法律。

(→P64 掲載)

集落地区計画

都市計画法と集落地域整備法に基づく地区計画等の1つ。集落地域整備法に定める集落地域のうち宅地として整備する区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るために定めるもの。市街化調整区域であっても、集落地区整備計画が定める規制内容に適合する場合に限り、開発・建築行為が例外的に認められる。

(→P4、157 掲載)

循環型社会

地球環境を意識して限りある資源やエネルギーをできるだけ節約し、徹底的に再資源化することにより、環境負荷をできる限り少なくした社会。

(→P85、87、119、120 掲載)

準用河川

一級河川及び二級河川以外で、河川法の規定に基づき市町村長が指定した河川。河川法の二級河川に関する規定が準用される。

(→P91 掲載)

水源かん養

降った雨が土壌にゆっくりしみ込むことにより、水を貯え、水質を浄化し、災害を防止すること。

(→P54、76 掲載)

スマートインターチェンジ

高速道路のサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両を、ETC（ノンストップ自動料金収受システム）を搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

(→P72、166 掲載)

世界文化遺産

世界の歴史的な建造物や遺跡、貴重な動植物が生息する自然環境など人類の遺産を世界的レベルで保護し、次の世代に残すことを目的とする「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき登録された文化遺産。姫路城は、平成5年（1993年）12月に法隆寺地域の仏教建造物とともに、我が国初の世界文化遺産に登録された。

(→P9、13、14、29、45、49、54、73、76、77、79、84、92、95、100、101、102、103、104、105、109 掲載)

総合公園

市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする都市公園。本市には、姫路公園、手柄山中央公園、桜山公園、運河公園等がある。

(→P29、77 掲載)



ターミナル

鉄道やバス等の終着駅、又は交通路線が集中し、発着する所。

(→P11、70、71、125、126、152 掲載)

大規模集客施設

物品販売業を営む店舗、飲食店、映画館、劇場又は観覧場等のうち、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。

(→P13 掲載)

地域地区

都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地等の土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、建ぺい率、容積率等を定めた12種類の用途地域の他に、火災予防のための構造を定めた防火・準防火地域、建築物の高さの最高・最低限度を定めた高度地区等がある。

(→P4、48、175 掲載)

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。

(→P4、48、61、64、65、66、80、81、84、114、145、151、157、175 掲載)

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。住民の身近なスポーツを中心としたレクリエーション施設等を設置するものとされている。

(→P29 掲載)

地方分権

これまで国が持っていた権限や仕事の一部を、都道府県や市町村に移すこと。

(→P13 掲載)

中核市

地方自治法で「政令で指定する人口 30 万以上の市」と規定されている都市制度の 1 つ。政令指定都市以外の規模や能力等が比較的大きな都市の事務権限を強化したもので、中核市では、保健衛生に関する事務、福祉に関する事務、都市計画に関する事務、環境に関する事務等の全部又は一部を特例として処理することができる。

(→P13、17、18、20、22、23 掲載)

中播都市計画区域マスタープラン

姫路市の一部、たつの市の一部、福崎町の一部、太子町で構成される中播都市計画区域を対象として、兵庫県が 1 市町を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の方向性を定めたもの。

(→P 4、176 掲載)

低炭素社会

化石エネルギーの消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさが実感できる社会。

(→P87 掲載)

特別史跡姫路城跡整備基本計画

特別史跡姫路城跡整備基本構想に掲げた、特別史跡姫路城跡の指定区域及び世界文化遺産姫路城のバッファゾーンにおける文化財等の保存管理と整備、景観誘導に関する方針を具体的に実施するための取組を示した計画。

(→P77、79、104 掲載)

特別用途地区

都市計画法で定められる地域地区の 1 つ。用途地域を補完し、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等を図るため、用途制限を強化もしくは緩和することができるもの。

(→P 4 掲載)

都市機能

人々の生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ働きのこと。

(→P13、47、50、59、81、82、89、92、107 掲載)

都市計画基礎調査

都市計画法に定められた定期調査で、人口、土地利用、建築物、都市施設など都市の現状と都市

化の動向等について調査を行うもの。

(→P24、25、176 掲載)

都市計画区域

都市計画の出発点として、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

(→P 4、5、24、25、28、29、34、37、51、99、160 掲載)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域マスタープランのこと。(「中播都市計画区域マスタープラン」の項参照。)

(→P 4 掲載)

都市計画公園・緑地

都市計画法に基づき都市計画決定している公園又は緑地。整備済のものと未整備のものがある。

(都市計画決定については、「都市計画施設」の項参照。)

(→P29、76、79、104、111、116、122、128、134、140、146、152、175 掲載)

都市計画事業

都市計画決定している都市施設及び市街地開発事業について、都市計画法第 59 条の規定による認可又は承認を受けて行われる事業をいう。(都市計画決定については、「都市計画施設」の項参照。)

(→P99 掲載)

都市計画施設

都市計画法に基づき都市計画決定している都市施設。都市計画決定とは、都市計画法に基づく手続により、都市の将来像の実現に必要な施設整備の区域や内容を明示するとともに、長期的視点に立って施設整備を行うために必要な建築制限等を講じること。

(→P38、52、111、175 掲載)

都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画決定している道路。整備済のものと未整備のものがある。(都市計画決定については、「都市計画施設」の項参照。)

(→P28、38、68、73、104、105、110、116、122、123、128、134、137、140、146、152、158、175 掲載)

都市計画法

都市における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、区域区分や地域地

区の設定、都市施設の計画など都市計画の内容及びその決定手続、各種制限及び事業等について定めている。

(→P 3、4、12、175 掲載)

都市景観形成地区

「姫路市都市景観条例」に基づき、重点的に都市景観の形成を図る必要がある区域として、良好な景観を形成するための必要な事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている地区。

(→P92、96、111 掲載)

都市景観重要建築物等

「姫路市都市景観条例」に基づき、都市景観形成上重要と認める建築物若しくは工作物又は樹木若しくは樹林を指定して、その保全を図るもの。

(→P92、95 掲載)

都市再開発法

市街地の再開発により、都市機能の更新と土地の合理的な高度利用を図ることを目的とする法律。

(→P12 掲載)

都市施設

道路や公園、下水道など円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。

(→P 3、4、12、26、52、53、61、64、73、79、81、88、103、104、108、110、111、114、116、119、120、122、126、128、132、134、137、140、144、146、150、152、156、157、158、162、166、170、175 掲載)

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の都市施設を整備、改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。

(→P 4、11、12、13、64、81、84、85、100、102、107、110、111、115、116、119、125、128、131、137、155、175 掲載)

な
行

南海トラフ地震

南海トラフとは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域。

この区域を震源とする大規模な地震を南海トラフ地震という。南海トラフ沿いの地域においては、これまで 100～150 年の周期で大規模な地震が発生している。

(→P55、88、89、90、117、122、129、134、162 掲載)

ニーズ

必要性、要求のこと。

(→P40、79、80、134 掲載)

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展および国土資源の合理的利用の見地から、今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るために設定された区域。

(→P113、116、137、140、146、152、157、166、170 掲載)

は
行

パークアンドライド

自家用車を郊外の鉄道駅やバス停等に設けた駐車場に停めて、そこから鉄道や路線バス等の公共交通機関に乗り換えて目的地へ行く方法。

また、自転車から鉄道（バス）へ乗り換える場合をサイクルアンドライドという。

(→P71、152、166、170 掲載)

バイオマス

生物資源の量を表し、エネルギー源として再利用可能な動植物による有機性の資源のこと。

(→P87 掲載)

バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁を除去するという考え方。

(→P70、71、73、81、104、116、128、134、158 掲載)

播磨風土記

713 年に朝廷が諸国に命じて編さんさせたもので、現存する 5 か国の風土記のひとつ。

(→P76、108、113、143 掲載)

播磨臨海地域道路網

阪神地域から姫路市を東西に結ぶ全長約 50km に及ぶ道路を核として、播但連絡道路や国道 2 号バイパスとの接続道路等の南北交通を含めた道路ネットワークのこと。

(→P26、72、116、122、128、132、133、134 掲載)

ビオトープ

ドイツ語で「野生生物の生息空間（場所）」を意味する。主に生態学で使われていたが、ドイツ等で多数種の動植物の共同体である生物群集全体の生息空間を保全、育成する取組みを通じて環境の分野や一般の間で注目を集めるようになった。

(→P79 掲載)

ひめじ街路樹アダプト制度

アダプト制度とは、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と行政が定期的に美化活動を行うよう契約する制度。本市では、植樹帯を中心とした道路の維持管理を行う「ひめじ街路樹アダプト制度」を導入。

(→P80 掲載)

姫路市屋外広告物条例

良好な景観の形成及び風致の維持と公衆に対する危害の防止を目的とした条例。市内に掲出される屋外広告物に対し、その種類や掲出する地域に応じた規制を行っている。

(→P96 掲載)

姫路市総合計画

本市の総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となる計画。都市づくりの基本理念、目指すべき都市像、基本目標、目標とする人口と都市構造等と都市づくりの方策を示した基本構想と、基本構想に掲げる基本目標を達成するための施策を総合的、体系的に示した基本計画及び基本計画に掲げる施策を推進するための具体的な事業を示した実施計画で構成される。

(→P 4、46、51、176 掲載)

姫路市総合交通計画

社会情勢の変化や本市特有の交通課題に対応し、将来のまちづくりの方向性を見据えた交通体系を構築するための取組を示した計画。

(→P 4、69、70 掲載)

姫路市耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、発生が予想される山崎断層地震や南海トラフ地震による被害を軽減するため、市や市民、事業者が所有又は管理する建築物の耐震化の促進に関する指針を示した計画。

(→P89 掲載)

姫路市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、災害予防、災害発生時の応急対策、災害復旧について示した計画。

(→P 4、88 掲載)

姫路市都市景観形成基本計画

景観形成の基本的な方向を明らかにし、関連する施策を総合的に推進するための指針となる計画。

(→P 4、94 掲載)

姫路市都市景観条例

歴史文化的資産、美しい自然と都市が調和した未来につながる姫路らしい都市景観の形成を図り、市民一人ひとりが愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまちの実現に資することを目的とした条例。

(→P92、96 掲載)

姫路市都心部まちづくり構想

都心部の将来のあるべき姿を描くとともに、今後重点的に取り組むべき事業に関する基本方針を示した構想。

(→P100 掲載)

姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱

廃棄物処理業者の処理施設（積替え・保管施設、中間処理施設、最終処分場）の設置に当たって、関係住民等の意向が十分に反映され、関係地域の生活環境の保全についての配慮がなされたものとなるよう所要の手続を定めたもの。

(→P87 掲載)

姫路市防災マップづくり事業

防災知識の取得や防災情報の共有などにより地域防災力の向上を図ることを目的として、地域住民が主体で、地域のハザードや防災関連情報を掲載した地図を作成していく事業。

(→P91 掲載)

姫路市まちづくりと自治の条例

まちづくりと自治の基本理念を明らかにするとともに、住民等の権利及び責務、議会及び市長等の責務、行政運営の基本原則並びに参画と協働の基本的事項等を定めることにより、住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を図ることを目的とした条例。

(→P 4 掲載)

姫路市緑の基本計画

都市緑地法に基づき、緑あふれる快適な都市空

間を創造するため、緑地の適正な保全と緑化の推進に関する基本方針を示した計画。

(→P 4 掲載)

ひょうご安心ブランド認証制度

兵庫県が安心して安全な農産物として一定の条件を定め、「ひょうご安心ブランド」として認定するもの。

(→P164 掲載)

ひょうごエコタウン構想

既存の産業基盤等を活用した広域的な資源循環体制の構築を目指した構想。

(→P119 掲載)

風景形成地域

「姫路市都市景観条例」に基づき、重点的に風景の形成を図る必要がある区域として、良好な景観を形成するための必要な事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている地域。

(→P92 掲載)

風致公園

樹林地や水辺地等の自然条件に応じて、これらの風致を享受することを目的とする都市公園。

(→P29 掲載)

プロムナード

散策、散歩道のこと。

(→P102 掲載)

防火地域・準防火地域

都市計画法で定められる地域地区の1つ。火災の危険を防除するため、建築物の構造を制限して不燃化等を義務付けるものであり、用途地域を補完するもの。

(→P89、105、111 掲載)

ポートセールス

港湾関連企業・施設の誘致や各種航路の誘致など、港の利用を働きかけるセールス活動。

(→P127 掲載)



緑豊かな地域環境の形成に関する条例

線引き都市計画区域以外の地域において、適切な土地利用の推進、森林や緑地の保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな

地域環境の形成を図ることを目的とした条例。

(→P166、170 掲載)



優良建築物等整備事業

市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るため、一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して空地等の整備補助を行うもの。

(→P81、103 掲載)

優良農地

農業生産性の高い農地、集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地など。

(→P60 掲載)

ユニバーサルデザイン

もともとあった障壁を取り除くことを目指すバリアフリーの概念をさらに進めて、障がいのある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

(→P65、73 掲載)

用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を、都市計画法に基づいて定めた地域。土地の使い方（建築物の用途）の制限とあわせて、容積率や建ぺい率等の建築物の大きさなど、建て方のルールを定めている。

(→P 4、13 掲載)



ライフスタイル

生活価値観。衣食住だけでなく、生活に対する考え方や習慣を含めた広い意味での生活様式。

(→P108 掲載)

ライフライン

電気、水道、ガス、通信、輸送など供給処理系、通信情報系、交通系の都市基盤機能で、都市生活を営む上で不可欠な生命線のこと。

(→P89 掲載)

立地適性化計画

都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン。

(→P52掲載)

緑地協定

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結するもの。

(→P80、84 掲載)

臨港道路

港とその背後にある地域とを結び、人や貨物の往来を円滑にするための道路。

(→P71 掲載)

歴史的町並み景観形成地区

「姫路市都市景観条例」に基づき、重点的に歴史的町並み景観の形成を図る必要がある区域として、良好な景観を形成するための必要な事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている地区。

(→P92 掲載)

歴史のみち

寺町すじやノコギリ横丁など城下町の歴史を伝える歴史的なみちすじ。

(→P95、105 掲載)

レクリエーション

仕事や勉強等の疲れを癒やし、精神的、肉体的に新しい力を盛り返すための休養、娯楽。

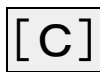
(→P62、76、77、79、93、144、150、152、162、166、168、170 掲載)



ワークショップ

まちづくりの企画段階から実施まで、相互交流や共同作業によって、市民が事業をつくりあげる市民参加型のまちづくり手法。

(→P64、175 掲載)



CSR

「企業の社会的責任」。企業は法律を守り、提供する商品やサービスに責任をもち、従業員が働き

やすい環境をつくり、消費者の声に耳を傾け、地域社会に貢献し、地球環境に配慮した活動をしなければならない。CSR はこうした企業のありかたや取組全般のことを指す。単に「社会的責任 (SR)」と呼ぶ場合もある。

(→P79 掲載)